

インターネット検索で、サイトから中古車を申し込んだ。現物は見ていない。

3日後、展示会で見た車の方が気に入り、先にサイトで申し込んだ車をキャンセルしたら、違約金を請求された。クーリング・オフできないのか。



消費者庁イラスト集より

## 中古車の購入トラブルにご注意！

～契約内容は慎重に確認を～



### ここが重要 べニ！！

- 自動車には、特定商取引法上のクーリング・オフ（無条件解約）の適用はありません。
- 原則として契約は口頭で成立しますが、自動車の場合は、約款に「契約の成立時期」の定めがあります。契約成立後の解約は、売主・買主双方の合意が必要で、実損分等の支払いが発生します。
- 注文書は、記載内容・金額等が商談の時の内容と同じかを確認し、約款を契約前に熟読したうえで、サインしましょう。
- 中古車は新車と違い、前所有者の使用状況や管理状況によって、品質が一定ではありません。広告やプライスボード等では、①支払総額※、②定期点検整備状況、③保証の有無、④走行距離数、⑤修復歴の有無などを必ず確認し、試乗して車の状態も確かめましょう。  
※2023年10月1日から、販売価格は「車両価格」+「諸費用（保険料、税金、登録等に伴う費用）」の「支払総額」表示になりました。
- 信頼のおける販売業者を選ぶ際には、業界団体の（社）中古車販売協会連合会や（社）自動車公正取引協議会等に加盟しているかも目安となります。

### 山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

〈相談受付〉火～日（月・祝休館）午前9時～午後5時

〈相談専用電話〉023-647-2211

消費者ホットライン <sup>い</sup> <sup>や</sup> <sup>や</sup> 188もご利用ください

山形市公式LINEにて毎月センター情報を配信中です

